

令和8年度 鉱山保安監督のガイドラインの要点

令和8年3月
経済産業省北海道産業保安監督部

第14次鉱業労働災害防止計画（以下、「14次計画」という。）の4年目として、鉱山関係者は自主保安の徹底、重大災害等に直結する露天掘採場の残壁対策や坑内の保安対策の推進、粉じん防止対策を含む作業環境の整備等の基盤的な保安対策に万全を期すこととし、当部は「14次計画」を基本とし、併せて鉱害防止の観点から、令和8年度は、本ガイドラインに基づき立入検査・指導監督・情報提供等の機会を活用し以下の目標及び指標を達成すべく監督・指導を行うこととする。

I 災害及び鉱害を撲滅させる目標として

指標1：死亡災害をゼロとする。

指標2：災害を減少させる観点から、重傷災害、軽傷災害共にゼロとする。

指標3：鉱害の発生をゼロとする。

II 鉱山保安監督の重点項目

1. 鉱山保安マネジメントシステムの導入及び運用の深化

リスクアセスメント、マネジメントシステムの充実等の取組を引き続き推進するとともに、これらの取組の中核となる人材を育成し、鉱山労働者と一体となって鉱山保安マネジメントシステムの運用に取り組むよう指導する。

2. 鉱山規模に応じた鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

各鉱山の鉱山保安マネジメントシステムの取組を容易に行うことができるよう、ガイドブック等を利用して各鉱山の状況に応じたきめ細かな助言の一層の充実を図る。

3. 自主保安の徹底と安全文化の醸成

鉱業権者は保安の最高責任者として、保安統括者、保安管理者及び作業監督者等は保安管理体制の中核として及び鉱山労働者は自らも保安確保の一翼を担うものであることの自覚を持ち、自主保安の徹底を図るよう指導する。

4. 自主保安の向上に資する人づくりへの取組

現場保安力の向上のための教育・学習の機会を設けるとともに、鉱山災害事例、鉱山保安情報等を活用し、継続的な保安教育の実施に努めるよう指導する。

5. 死亡災害及び重傷災害の原因究明と再発防止対策の徹底

災害発生後に改めて行うリスクアセスメントの対応等は、徹底した原因究明と再発防止に努めるよう指導する。

リスクアセスメントの実施に当たって、重傷災害に繋がるリスクを低減させる措置として、施設の工学的対策等ヒューマンエラーが発生したとしても鉱山災害につながらないための対策や、保安教育や保安水準・保安意識の向上等ヒューマンエラーの発生を抑制する対策を講ずるよう指導する。

6. 発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進

不安全な箇所が適切に整備されているか等、リスクアセスメントの継続的な見直しの徹底とともに、安全装置の積極的な導入や、危険予知活動を重視した教育の反復実施等により、鉱山災害の着実な減少を図るよう指導する。

7. 罹災する可能性が高い鉱山労働者に係る防災対策の推進

単独作業対策として、カメラやセンサーにより鉱山災害の未然防止や原因究明を行うことができる環境整備に努めるよう指導する。

8. 自然災害に係る防災対策の推進

近年激甚化している地震、台風、豪雨等の自然災害の発生に備え、各種防災対策を講じるよう指導する。

9. 鉱害の防止

各種公害規制基準の遵守、採掘跡地及び集積場の覆土・植栽等の実施を指導するとともに、坑廃水処理を実施している休廃止金属鉱山等について、鉱害防止事業の実施に関する基本方針に基づく鉱害防止事業の計画的な取組を指導する。

10. 基盤的な保安対策とデジタル技術の活用等の推進

露天採掘場の残壁対策、坑内の保安対策等の実施を指導するとともに、デジタル技術の活用等による保安技術の向上に務めるよう指導する。

III 鉱山保安監督の進め方

監督の実施に当たっては、自主保安の徹底を基本とし、鉱山保安法令、保安規程等に基づく各遵守事項の監査に重点を置く。

また、鉱山のリスクアセスメントの充実、鉱山マネジメントの導入及び運用の一層の深化を図るため、災害等の情報の水平展開、各種ガイドブック、デジタル技術を活用した安全装置等、保安の向上に関する最新の情報を積極的に提供する。